

⚡ 活線作業及び活線近接作業の業務を対象 ⚡

# 低圧電気取扱者特別教育(2日コース)開催のご案内

主催 名古屋東労働基準協会



労働安全衛生法第59条第3項、同規則36条に基づく、低圧電気取り扱い業務に係る特別教育を開催致します。当案内は**低圧の活線作業及び活線近接作業に就かれる方を対象とした2日コースの教育**です。対象の方はぜひお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

なお、開閉器の操作業務のみの方は1日コース(実技あり)で業務可能となります。

## 労働安全衛生規則第三十六条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四 低圧(直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう。以下同じ)の充電電路(対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

## 安全衛生特別教育規定第六条

3 実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行なう者については1時間以上)行なうものとする。

修了者には「修了証」を事業場には「修了証明書」を交付致します。

日 時 2024年10月22・23日(火・水) 8:30~17:00

会 場 人材育成センター 日鉄ビジネスサービス東海(株)  
東海市東海町4-70-1(製鉄公園内 TEL052-603-7073)

受講料 会員 19,800円 非会員 22,000円(テキスト・消費税含)

申込方法 Faxにて名古屋東労働基準協会までお申込みください。  
ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB申込みも可能です。  
〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9

名古屋東労働基準協会 TEL052(882)3909 Fax052(883)3586

支払方法 講習開始8営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。



### <振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 0656029 名古屋東労働基準協会  
振込み手数料はご負担ください。

※ 10月10日(木)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。

## 低圧電気取扱者特別教育2日コース申込書

会社名	住所 〒		
担当者所属・氏名	Tel	Fax	
	Mail✉		
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)		
生年月日	年	月	日
生年月日	年	月	日

この受講申込書でご提供頂いた個人情報、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。